

## 家畜衛生部会による現地視察の概要

飼養衛生管理基準や防疫指針の見直しの検討に資するため、本年6月から7月にかけて、家畜衛生部会による2回の現地視察を行い、その概要は以下の通り。

### I 第12回家畜衛生部会（南九州）

1. 日 時：平成23年6月7日（火）～8日（水）
2. 場 所：鹿児島県及び宮崎県
3. 参加委員：11名

#### 【委員】

合瀬	宏毅	日本放送協会 解説主幹（部会長代理）
廣野	正則	（有）広野牧場 代表取締役
山崎	洋子	NPO法人田舎のヒロインわくわくネットワーク 代表

#### 【臨時委員】

岩元	利典	（株）鹿児島くみあいチキンフーズ 代表取締役
大迫	昭蔵	（株）大迫ファーム 代表取締役
西	英機	北海道 十勝家畜保健衛生所 所長
松井	博幸	酪農家
真鍋	昇	（国）東京大学 農学生命科学研究科 教授
萬野	修三	（有）上旭肉牛牧場 代表取締役

#### 【専門委員（牛豚疾病小委員会）】

明石	博臣	（国）東京大学 大学院 農学生命科学研究科 教授
恒光	裕	（独）農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所 ウイルス・疫学研究領域長

### 4. 1日目（6月7日）の概要

#### (1) 種鶏場（鹿児島県 霧島市）

- ブロイラー用の種鶏を飼養し、種卵をふ化場へ供給。
- 種鶏の飼養衛生管理の実態及び種卵に関する消毒等について調査。  
農場入口には更衣用施設、消毒設備を設けるとともに、鶏舎には防鳥ネットを設置。種卵を搬出する際には燻蒸消毒。

#### (2) ふ化場（鹿児島県 始良市）

- ふ化場の概要
  - ・ 敷地面積：19,467㎡（ふ卵棟：3,436㎡、管理棟：256㎡）
  - ・ ふ卵器：90,720個×24台
  - ・ ふ化機：12,960個×24台

- ブロイラーの種卵の受入れからヒナの出荷に至る衛生管理の実態について調査。  
ふ化場内に立ち入る車両、人に対しては入念に消毒。種卵は各段階において念入りに燻蒸消毒、ヒナは専用の密閉型車両（チックバン）で配送。

(3) 肉用牛繁殖農家（鹿児島県 霧島市）

- 農場の概要
  - ・ 飼養頭数：繁殖雌牛 5 頭
  - ・ 施設：繁殖牛舎、たい肥舎、機械庫（トラクター等）、動力噴霧器
  - ・ 飼料畑：0.9 ha
- 小規模繁殖経営における衛生管理の実態について調査。  
本農場では、口蹄疫発生後、敷地出入口へ消石灰を散布し、牛舎出入口に消毒マット及び踏み込み消毒槽を置くとともに、「立入禁止」の立て看板を設置。

5. 2日目（6月8日）の概要

(1) 肉用鶏農場（鹿児島県 霧島市）

- 農場の概要
  - ・ 飼養羽数：ブロイラー 約55,000羽
  - ・ 鶏舎数：4 棟
  - ・ 農場面積：約1,000坪
- ブロイラー生産農場における衛生管理の実態について調査。  
鳥インフルエンザ対策として、農場の出入口に消毒設備を設けるとともに、鶏舎には防鳥ネットを設置。

(2) 食鳥処理場（鹿児島県 霧島市）

- 処理場の概要
  - ・ 処理能力：6万羽／日
  - ・ 従業員数：190名
- 食鳥処理場における衛生管理の実態について調査。  
家畜衛生（特に鳥インフルエンザ）及び食品衛生（特に食中毒菌）の双方の観点から、処理場へ出入りする車両や人に対する消毒、処理場内における衛生管理を実施。

(3) 肉用牛繁殖農家（宮崎県 都城市）

- 農場の概要
  - ・ 飼養頭数：繁殖雌牛 42頭
  - ・ 年間出荷頭数：子牛 30頭
  - ・ 施設：成牛舎1棟、子牛育成・分娩舎1棟、たい肥舎1棟
  - ・ 飼料作物：トウモロコシ（4 ha）、イタリアン（5 ha）、飼料用水稲（5 ha）
- 比較的大規模な繁殖経営における衛生管理の実態について調査。

都城市では、地域ぐるみで衛生管理の向上に取り組んできており、農場主によると、消毒の徹底など衛生管理に取り組んできたところ、子牛の下痢が減ったとのこと。

(4) 肉用牛一貫経営（宮崎県 都城市）

○ 農場の概要

- ・ 飼養頭数：繁殖雌牛（50頭）、肥育牛（450頭）
- ・ 年間出荷頭数：300頭
- ・ 飼料作物：イタリアン（4ha）、飼料用イネ（3.5ha）等
- ・ 施設：肥育牛舎（6棟）、繁殖牛舎、育成牛舎、飼料倉庫、たい肥舎

○ 肉用牛の一貫経営における衛生管理の実態について調査。

本農場では、入場者に関する記録を既に開始。

(5) レンダリング（化製処理）施設（宮崎県 都城市）

○ 施設の事業の概要

- ・ 飼料の製造及び販売
- ・ 飼料用油脂の製造及び販売
- ・ 食用油脂の製造及び販売
- ・ 畜産排せつ物処理（焼却、たい肥化）等

○ レンダリング施設における衛生管理の実態等について調査。

原料搬入等の車両は、施設入口に設けられた消毒用ゲートで入念に消毒。入場者に対しても、消毒薬の噴霧装置を用いて消毒。

## II 第13回家畜衛生部会（北関東）

1. 日時：平成23年6月30日（木）～7月1日（金）

2. 場所：群馬県及び栃木県

3. 参加委員：14名

【委員】

近藤 康子

サントリービジネスエキスパート（株）

お客様リレーション本部VOC推進部顧問（部会長）

廣野 正則

（有）広野牧場 代表取締役

山崎 洋子

NPO法人田舎のヒロインわくわくネットワーク 代表

【臨時委員】

岡部 信彦

国立感染症研究所感染症情報センター長

大迫 昭蔵

（株）大迫ファーム 代表取締役

栗木 鋭三

（株）クレスト 代表取締役

西 英機

北海道 十勝家畜保健衛生所 所長

まつい ひろゆき  
松井 博幸  
まんの しゆうぞう  
萬野 修三  
もうり しろう  
毛利 資郎

#### 酪農家

(有) 上旭肉牛牧場 代表取締役

(独) 農業・食品産業技術総合研究機構

動物衛生研究所 プリオン病研究センター長

#### 【専門委員（牛豚疾病小委）】

あかし ひろおみ  
明石 博臣  
さとう えいめい  
佐藤 英明  
しみず みつぐ  
清水 実嗣  
つねみつ ひろし  
恒光 裕

(国) 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授

(国) 東北大学大学院農学研究科 教授

(財) 微生物化学研究所 顧問

(独) 農業・食品産業技術総合研究機構

動物衛生研究所 ウイルス・疫学研究領域長

#### 4. 1日目（6月30日）の概要

##### (1) 採卵鶏農場（群馬県 前橋市）

###### ○ 農場の概要

- ・ 鶏舎：5棟
- ・ 飼養羽数：350,000羽
- ・ 農場内にGPセンター（鶏卵の選別・包装施設）を併設

###### ○ 採卵鶏農場における衛生管理の実態について調査。

鶏舎はウィンドウレスであり、入口には踏み込み消毒槽を設置。さらに、鶏舎毎に衣服及び靴を交換。

##### (2) 養豚農家（群馬県 玉村町）

###### ○ 農場の概要

- ・ 畜舎：5棟（繁殖豚舎、分娩舎、離乳豚舎、肥育豚舎3棟）
- ・ 飼養頭数：種雄豚 13頭、繁殖母豚 160頭、肥育豚 約1,400頭

###### ○ 養豚経営における衛生管理の実態について調査。農場入口には「関係者以外は立入禁止」の張り紙をするとともに、入場車両は動力噴霧機で消毒。

##### (3) 群馬県食肉卸売市場（群馬県 玉村町）

###### ○ 施設の概要

- ・ 処理能力：牛 150頭/日、豚 3,000頭/日
- ・ 従業員：約400人
- ・ 牛肉の対米輸出認定施設
- ・ 牛と豚の処理工程は完全に分離

###### ○ 食肉処理施設における衛生管理の実態を調査。

家畜運搬車が入場する際は、踏み込み消毒槽を必ず通過。口蹄疫発生に関する危険度に応じて、処理施設としての対応方針を作成。

## 5. 2日目（7月1日）の概要

### (1) 肉用牛肥育農家（栃木県 さくら市）

#### ○ 農場の概要

- ・ 飼養頭数：肥育牛 600頭（交雑種 500頭、和牛 100頭）
- ・ 畜舎：10棟（導入舎、育成舎、肥育舎 8棟）
- ・ 管理者：4名

#### ○ 肉用牛肥育農家における衛生管理の実態について調査。

農場出入口に消石灰を散布、入場する車両の多くは自ら消毒装置を持参し、タイヤ回りを消毒。畜舎に入る際には、踏み込み消毒槽によって長靴を消毒。

### (2) 肉用牛繁殖農家（栃木県 矢板市）

#### ○ 農場の概要

- ・ 飼養頭数：繁殖母牛 13頭、育成牛 8頭
- ・ 畜舎：3棟
- ・ 管理者：2名
- ・ 飼料作物：イタリアン（1 ha）、飼料米（2.5 ha）、飼料用水稲（3 ha）

#### ○ 肉用牛繁殖農家における衛生管理の実態について調査。

畜舎に入る際には、踏み込み消毒槽によって長靴を消毒。家畜保健衛生所からの情報はファックスで受領。

### (3) 酪農家（栃木県 那須塩原市）

#### 【農場概要】

- ・ 飼養頭数：乳牛 190頭（経産牛 140頭、育成牛 50頭）  
和牛 13頭（繁殖牛 4頭、育成牛 2頭、哺育牛 7頭）
- ・ 畜舎：3棟（成牛舎、育成舎、和牛舎）
- ・ 飼料作物：イタリアンライグラス（9 ha）、ライ麦（8.3 ha）、デントコーン（17.3 ha）
- ・ 管理者：6名

#### ○ 酪農家における衛生管理の実態について調査。

農場出入口には消石灰を散布。導入牛は既存の牛とは直接接触しない形で一定期間飼養。なお、入場者に関する記録は、入場者自らが記帳することが認められないと対応困難とのこと。